

令和1年11月吉日

会員の皆様へ

大阪商工信用金庫

出資証券不発行（ペーパーレス化）についてのご案内

平素より大阪商工信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、会員の皆さまからお預かりした出資金につきまして、これまで出資証券を発行してまいりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様、令和2年1月6日より出資証券をペーパーレス（不発行）とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

会員の皆さまからお預かりしている出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

今後、出資金内容につきましては、毎年7月にお送りいたします「出資配当金支払通知書」若しくは「出資配当金支払通知書兼領収書」でお知らせいたします。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収させていただくことはございませんので、そのまま保管いただくようお願いいたします。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

会員の皆さまにおかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口またはお問い合わせ先までご連絡ください。

以上

【お問い合わせ先】

大阪商工信用金庫 総務部

電話：06-6267-1636

【出資証券不発行（ペーパーレス化）についてのQ&A】

Q 1. なぜ、出資証券を不発行にするのですか。

A 1. 出資証券は、預金の通帳や証書と違って、日頃出し入れすることがなく、また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・脱退・名義変更の手続き時に紛失手続き等のご負担をお掛けすることとなります。
今後、出資証券を不発行とすることにより、その手続きが簡素化され、会員の皆さまのご負担を軽減することができます。

Q 2. 新たに出資を申し込んだとき、出資証券に代わるものはあるのですか。

A 2. 出資に新規加入（相続加入）・増口加入いただいた場合には、出資証券は発行いたしません。お名前や出資金額等を記載した「出資会員加入承諾書」をお送りさせていただきますのでご確認ください。

Q 3. 出資証券が不発行になると、金庫に出資しているという証拠書類がなくなってしまうが、自分が出資していることを何かで確認できますか。

A 3. 会員の皆さまからお預かりした出資金の管理は、電子的に一元管理いたします。
今後は毎年7月にお送りしている「出資配当金支払通知書兼領収書」「出資配当金支払通知書」で出資残高の確認をいただくことができます。また、会員の皆さまからのご請求時には「残高証明書」を発行させていただきます。

Q 4. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか。

A 4. お持ちの出資証券は、加入時に出資金をお預かりした証として発行してまいりましたが、今回の出資証券の不発行にともない、会員の皆さまには出資証券の保管の必要も、当金庫へご返却いただく必要はございません。

Q 5. 出資証券を紛失した場合にはどうすればよいのですか。

A 5. 出資証券を紛失された場合でも、届出の必要はございません。なお、出資証券を紛失されても、出資金および会員としての権利等は何ら変わりませんのでご安心ください。

Q 6. 脱退する際には出資証券はどうすればよいのですか。

A 6. 脱退される際に出資証券を提示いただく必要はございません。（窓口にお持ちいただいた出資証券につきましては回収いたします。）ご本人確認書類と出資届出印鑑で手続きができます。なお、相続手続きにつきましては、さまざまなケースがありますので、お客さまのお取引店にお問い合わせください。

Q 7. 名義や住所等に変更が生じた場合はどうすればよいのですか。

A 7. 名義や住所等に変更が生じた場合は、お手数ですがお取扱店までお申し出ください。

変更の申し出がなく、当金庫がお客様に発送した通知が到達しないことが5年以上継続した場合には、会員としての資格を喪失する場合がございますので、ご了承ください。